

# 令和7年度横浜市職員（大学卒程度等）採用試験 受験案内

令和7年4月  
横浜市人事委員会

## ◆募集職種◆

事務、社会福祉、心理、土木、建築、機械、電気、  
農業、造園、環境、衛生監視員、保健師、  
消防、消防（救急救命士）、学校事務

【申込受付期間】※インターネット受付

令和7年4月8日（火）午前10時00分～4月22日（火）午前10時00分

※ 4月22日（火）午前10時00分までに「令和7年度横浜市職員採用試験・選考専用サイト（以下「専用サイト」という。）」に到達したもので有効。

第一次試験日 令和7年6月15日（日）

## ◆注意事項◆

- ※1 横浜市人事委員会が実施する採用試験については、試験区分や受験の有無に関わらず、当該年度にいずれか1つしか申し込むことはできません。ただし、「障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考」及び「横浜市育児休業代替任期付職員採用候補者選考」については、重複して受験することができます。
- ※2 採用試験の申込み（エントリーシート提出）が完了した場合、申込みを取り下げることができません。そのため、※1のとおり当該年度に横浜市人事委員会が実施する他の試験への申込みはできなくなります。（重複して受験可能な選考を除く。）
- ※3 申込締切直前は、アクセスが集中することが予想されるため、余裕を持って申し込んでください。いかなる場合でも締切を過ぎてからの申込みはできません。

【今年度の主な変更点】次ページを御確認ください。

## 令和7年度横浜市職員（大学卒程度等）採用試験 今年度の主な変更点

### 消防区分の一部統合

消防【一般】区分と消防【専門】区分を統合します。なお、第一次試験科目は教養試験のみとなります。

令和7年度（新）		令和6年度（旧）	
試験区分	第一次試験科目	試験区分	第一次試験科目
消防	教養	消防【一般】	教養
		消防【専門】	専門（科目選択）

※ 消防区分で入庁した場合においても、本人の適性或希望等に応じて、「土木」「建築」「化学」「電気」などの専門性を活かしたキャリアに進むこともできます。

### 心理区分の受験資格の明確化

受験資格のうち、『心理学を専修する学科又は心理学を専攻する研究科に「相当する課程』』の内容を明確にし、受験資格の有無を分かりやすくします。

※ 受験資格についての詳細は、P.6を御確認ください。

# 1 試験区分、採用予定数及び職務概要

試験区分	採用予定数	職務概要
事務	140人程度	区役所や局などに配属され、一般行政事務に従事します。
社会福祉	50人程度	主に、区役所（福祉保健センター）、児童相談所等の専門相談機関、社会福祉施設、局などで、相談支援、調査、指導、福祉に関する企画・立案などの業務に従事します。
心理	10人程度	主に、児童相談所や教育委員会事務局などで、相談・支援及び心理診断、心理治療などの業務に従事します。
土木	10人程度	主に、総合的な都市整備や、道路、河川、上下水道、港湾、地下鉄などの計画・建設において、土木関係の専門的技術の業務に従事します。
建築	数人	主に、総合的な都市整備や、公共施設（庁舎・学校・地下鉄など）の建設、開発・建築指導などの業務に従事します。
機械	数人	主に、廃棄物処理施設や下水処理施設、港湾施設、市営住宅・庁舎、浄水場、地下鉄車両・駅施設などの機械設備について、設計・管理などの業務に従事します。深夜業を含む交替制勤務もあります。
電気	数人	主に、廃棄物処理施設や下水処理施設、港湾施設、市営住宅・庁舎、浄水場、地下鉄車両・駅施設などの電気設備（主に強電）について、設計・管理などの業務に従事します。深夜業を含む交替制勤務もあります。
農業	数人	主に、都市農業の振興や緑地の管理、農業専用地区や土地改良区に関する業務などに従事します。
造園	数人	主に、都市公園や緑地、街路樹に係る設計・工事監督・維持管理及び開発に伴う緑化協議などの業務に従事します。
環境	数人	主に、工場の規制指導、大気・水質等の理化学分析、上下水処理等の水質管理、生態系や環境保全のための調査研究、地球温暖化対策など環境施策に係る企画・立案などの業務に従事します。
衛生監視員	数人	主に、医療局や区役所、市場などで、食品関係施設や環境衛生関係施設などに対する監視指導・検査や、動物の保護管理等の業務に従事します。獣医師免許保持者については、動物愛護センターにおける動物の健康管理等の業務や、食肉衛生検査所におけると畜検査等の業務に従事することもあります。
保健師	15人程度	区役所（福祉保健センター）などで母子、高齢者、障害者等の保健福祉に関する相談・支援のほか、専門性を生かし、地域活動を通じた市民の健康づくりをサポートする業務や感染症対応などの健康危機管理業務に従事します。

試験区分	採用予定数	職務概要
消防	45 人程度	<p>消防本部又は各消防署などで、消防行政の企画立案及び運営、火災や救急の現場活動、消防関連設備の査察、火災予防、建築同意、危険物規制、指令・通信、研究開発、音楽演奏などを通じた広報活動などの業務に従事します。職員の約7割が深夜業を含む交替制勤務です。</p> <p>なお、本人の適性や希望等に応じて、「土木」「建築」「化学」「電気」などの専門性を活かしたキャリアに進むこともできます。</p> <p>土木…防火水槽等の消防水利の設置や撤去に係る業務、土木に関する知識を活用した災害現場活動、その他消防行政関係業務</p> <p>建築…消防庁舎等の設計・整備、建築に関する知識を活用した災害現場活動、その他消防行政関係業務</p> <p>化学…化学物質等に起因した特殊災害等の現場活動、危険物・化学物質等に係る火災予防及び消防戦術検証、その他消防行政関係業務</p> <p>電気…電気に起因した災害の現場活動、火災原因調査及び火災予防、その他消防行政関係業務</p>
消防 (救急救命士)	20 人程度	<p>主に救急救命士としての救急現場活動、消防本部における救急指導業務や企画立案業務に従事します。</p> <p>そのほか、消防本部又は各消防署などで、消防行政の企画立案及び運営、火災等の現場活動、消防関連設備の査察、火災予防、建築同意、危険物規制、指令・通信、研究開発、音楽演奏などを通じた広報活動などの業務に従事します。職員の約7割が深夜業を含む交替制勤務です。</p>
学校事務	15 人程度	<p>市立の小・中・義務教育・特別支援学校で学校事務（庶務・経理・給与事務などを通じた学校経営への参画）に従事します。</p>

※ 配属にあたっては能力、適性、実績を生かして幅広い職務に従事することがあります。

※ 採用予定数については、現時点における予定に基づくもので、今後変わることがあります。

#### 【注意事項】

- (1) 機械、電気、消防、消防（救急救命士）以外の職種も、交替制勤務などを要する職場に配属されることがあります。
- (2) 企業局を含む、横浜市の全組織に配属される可能性があります。
- (3) **複数の申込みはできません（複数の申込みをした場合、最初に申請を受付した申込内容を有効とします。）。**

## 2 受験資格

- ◆ 試験の過程で、受験資格がないことが明らかになった場合は、それ以降の試験は受験できません。この場合、受験を辞退したものと扱います。
- ◆ 最終合格発表後に受験資格を満たしていないことが判明した場合は、合格を取り消します。  
なお、卒業・修了や資格・免許取得の見込みを要件として受験した人は、この採用試験に合格しても、卒業・修了や資格・免許を取得できなかった場合には採用することができません。採用後に判明した場合には、採用を取り消します。
- ◆ 横浜市人事委員会が実施する採用試験については、試験区分や受験の有無に関わらず、当該年度にいずれか1つしか申し込むことはできません。ただし、「障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考」及び「横浜市育児休業代替任期付職員採用候補者選考」については、重複して受験することができます。

### (1) 全区分共通

#### ア 年齢要件等

試験区分	年齢要件	国籍
保健師	1995年（平成7年）4月2日以降に出生した人	国籍は問いません
衛生監視員	1995年（平成7年）4月2日以降に出生した人	日本国籍を有する人
消防、消防（救急救命士）	1995年（平成7年）4月2日から 2004年（平成16年）4月1日までに出生した人	日本国籍を有する人
上記以外	1995年（平成7年）4月2日から 2004年（平成16年）4月1日までに出生した人	国籍は問いません

外国籍の人は、P. 16 を参照してください。

- イ 次の(ア)、(イ)に該当する人は受験できません。  
 (ア) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者

<p><b>地方公務員法（抜粋）</b>          （欠格条項）          第十六条          次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者</p> <p>三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者</p> <p>四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>
--

- (イ) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

## (2) 社会福祉

### 社会福祉主事の任用資格を有する人又は令和8年3月までに取得する見込みの人

社会福祉主事の任用資格を有するには、次のア～ウのいずれかに該当することを要します。

- ア 社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する科目のうち、学校教育法に基づく大学（短期大学を含む。）において、3科目以上履修し、卒業すること
- ※ 指定科目については、ホームページで必ず確認してください。  
科目名称が完全に一致していない場合でも、次のいずれかの場合には受験できます。
- (ア) 科目名称が次の通知の読替えの範囲に合致する場合  
社会福祉法第19条第1項第1号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読替えの範囲等についての一部改正について(令和2年3月6日社援発0306第28号厚生労働省社会・援護局長通知)
- (イ) 履修科目が指定科目に合致するものとして、国から個別に認定を受けた旨の証明書を大学が発行する場合
- (ウ) 社会福祉主事任用資格取得（見込み）を証明する書類を大学が発行する場合
- イ 社会福祉法により、都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了すること
- ウ 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有すること

## (3) 心理

### 次のア～ウのいずれかに該当する人

- ア 学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科<sup>※1</sup>又は学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科<sup>※1</sup>を修めて卒業・修了した人又は令和8年3月までに卒業・修了する見込みの人
- イ 学校教育法による大学又は大学院において、公認心理師の受験資格相当の科目<sup>※2</sup>を修めて卒業・修了した人又は令和8年3月までに卒業・修了する見込みの人
- ウ 公認心理師法に規定する公認心理師となる資格を有する人又は令和8年3月までに取得する見込みの人

※1 「心理学を専修する学科」「心理学を専攻する研究科」とは、学科、研究科、専攻又はコース名等に「心理学」を冠している学科等が該当します。

- (例) 学科名 : 心理学科、教育心理学科、社会心理学科 等  
研究科名 : 心理学研究科、臨床心理学研究科 等  
専攻名 : 心理学専攻、心理学主専攻 等  
コース名 : 心理学コース 等

※2 大学における「公認心理師の受験資格相当の科目」とは、下記(ア)又は(イ)のいずれかの履修が該当します。

(ア) 公認心理師法施行規則(平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号)第1条の2で定める25科目

(イ) 公認心理師法施行規則(平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号)附則第3条で定める12科目

※(イ)については、平成29年9月15日より前に学校教育法による大学に入学した者に限ります。

大学院における「公認心理師の受験資格相当の科目」とは下記の科目の履修が該当します。

- ・公認心理師法施行規則(平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号)第2条で定める10科目

### 【受験資格に関する注意事項】

- ・公認心理師の受験資格に係る科目の確認等については、厚生労働省ホームページ「公認心理師試験の受験を検討されている皆さまへ」を御覧ください。
- ・科目の読替えについて不明な点は、各大学等にお問い合わせください。
- ・不明な点がある場合には、あらかじめ上記を参照の上、お問い合わせください。

#### (4) 衛生監視員

##### 食品衛生監視員の任用資格を有する人又は令和8年3月までに取得する見込みの人

食品衛生監視員の任用資格を有するには、次のア又はイのいずれかに該当することを要します。

ア 学校教育法に基づく大学（短期大学を含む。）又は高等専門学校において、次の①～⑦のいずれかの課程を修め卒業した人又は令和8年3月までに卒業する見込みの人

①医学 ②歯学 ③薬学 ④獣医学 ⑤畜産学 ⑥水産学 ⑦農芸化学

※ ⑤畜産学、⑥水産学、⑦農芸化学については、厚生労働省が定める課程を修めて卒業した人（卒業する見込みの人）が該当します。必要となる課程については、厚生労働省ホームページ「食品衛生管理者」に掲載されている厚生労働省通知「食品衛生管理者及び食品衛生監視員に係る資格要件の取扱いについて」で必ず確認してください。

※「医師」、「歯科医師」、「薬剤師」又は「獣医師」の免許を既に有する人も含まれます。

イ 食品衛生法及び食品衛生法施行令により都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設（平成27年3月31日以前に厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設を含む。）（学校教育法に基づく大学（短期大学を含む。）又は高等専門学校）において所定の課程を修め卒業した人又は令和8年3月までに卒業する見込みの人

※ 食品衛生監視員の任用資格を取得できる養成施設及び所定の課程（コースなど）については、厚生労働省ホームページ「食品衛生管理者」に掲載されている「食品衛生管理者養成施設一覧」で必ず確認してください。

#### (5) 保健師

##### 保健師の免許を有する人又は令和8年12月中に免許取得見込みの人

#### (6) 消防（救急救命士）

##### 救急救命士の免許を有する人又は令和8年9月中に免許取得見込みの人

### 3 資格・免許の証明に係る提出日及び提出書類

社会福祉、心理、衛生監視員、保健師及び消防（救急救命士）区分の人は、受験資格に係る書類の提出が必要です。次の内容に合致した書類をそれぞれ1通ずつ提出日に必ず提出してください。その際、各提出書類の欄外右上に、試験区分・受験番号をボールペンで記入してください。

また、「写し」と記載のあるもの以外は必ず原本を御提出ください。

なお、社会福祉、心理及び衛生監視員区分の人は、申込時に受験資格に該当する科目を履修しているかホームページで必ず確認してください。

#### (1) 提出日

**最終合格発表後**（最終合格者にのみ通知で詳細をお知らせします。）

※ 最終合格発表後に、受験資格がないことが判明した場合、合格を取り消します。また、採用後に判明した場合には、採用を取り消します。

#### (2) 提出書類

##### ア 社会福祉

(ア)～(ウ)のいずれかを提出してください。

(ア) 大学（短期大学を含む。）又は養成機関で任用資格を取得した人（見込み含む。）  
社会福祉主事任用資格取得（見込）証明書

大学等で発行できない場合は次のいずれかを提出してください。

【大学又は短期大学で取得（見込）の場合】

- ・成績証明書
- ・卒業（見込）証明書

→社会福祉法により厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を大学又は短期大学において3科目以上履修したことを証明するもの。

※ 受験資格に該当する履修科目をマーカー等で分かるようにして提出してください。

※ 科目が「〇〇Ⅰ」「〇〇Ⅱ」など分かれている場合は、全てを履修したことが分かるよう当該科目を履修した年度のシラバス等の写しを提出してください。

【養成機関又は講習会で取得（見込）の場合】

- ・養成機関又は講習会の修了（見込）証明書

→社会福祉法により都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了（見込み含む。）したことを証明するもの。

(イ) 「社会福祉士」又は「精神保健福祉士」の資格を有する人  
「社会福祉士」又は「精神保健福祉士」の登録証の写し

(ウ) 「社会福祉士」又は「精神保健福祉士」の資格を取得する見込みの人  
「社会福祉士」又は「精神保健福祉士」の受験資格を証明する書類



## イ 心理

(ア)～(ウ)のいずれかを提出してください。

(ア) 大学又は大学院において、心理学を専修する学科又は専攻する研究科を修めて卒業・修了した人（見込み含む。）

大学又は大学院の卒業・修了（見込）証明書

(イ) 大学又は大学院において、公認心理師の受験資格相当の科目を修めて卒業・修了した人（見込み含む。）

・大学又は大学院の卒業・修了（見込）証明書

・大学又は大学院の成績証明書

※ 受験資格に該当する履修科目をマーカー等で分かるようにして提出してください。

※ 大学又は大学院における開講科目名が公認心理師法施行規則で定める科目名と一致しない場合は、施行規則で定める科目に該当することが分かるよう、科目の読替えや科目内容等が確認できるシラバスの写し等を提出してください。

(ウ) 「公認心理師」となる資格を有する人

公認心理師試験の合格証書の写し

## ウ 衛生監視員

(ア)又は(イ)のいずれかを提出してください。

(ア) 大学（短期大学を含む。）又は高等専門学校で任用資格を取得（見込み含む。）した場合

・大学又は高等専門学校の卒業（見込）証明書

・大学又は高等専門学校の成績証明書

(イ) 大学院で任用資格を取得（見込み含む。）した場合

・大学の卒業証明書

・大学の成績証明書

・大学院の修了（見込）証明書

・大学院の成績証明書

※ 受験資格に該当する履修科目をマーカー等で分かるようにして提出してください。

※ 課程（コース）がある場合はその課程（コース）を修了したことを証明するものも併せて提出してください。

## エ 保健師

(ア)又は(イ)のいずれかを提出してください。

(ア) 既に免許を有する場合

免許の写し

(イ) 免許を取得する見込みの場合

免許に係る学校・養成機関の卒業・修了（見込）証明書

## オ 消防（救急救命士）

(ア)又は(イ)のいずれかを提出してください。

(ア) 既に免許を有する場合

免許の写し

(イ) 免許を取得する見込みの場合

救急救命士国家試験受験資格を証明する書類

（大学又は専門学校の卒業（見込）証明書など）

不明な点は、消防局人事課【電話：045-334-6404】にお問い合わせください。

## 4 試験の日時、会場及び合格発表

- ◆ 日程は予定のため、変更する可能性があります。
- ◆ 試験日時の変更は受け付けることができません。
- ◆ 第一次試験は、当日の災害等の影響により、開始時間を最大2時間程度遅らせることがあります。
- ◆ 合格者の決定及び配点については、P.15を御確認ください。

### (1) 事務

	日 時	合格発表日
第一次試験	教養、論文 【着席】 【試験終了】 6月15日(日) 午前8時50分 午後3時頃	7月2日(水) 午前10時
第二次試験	面接Ⅰ 7月7日(月)～11日(金)のいずれか1日を指定	7月28日(月) 午前10時
第三次試験	面接Ⅱ 8月1日(金)～8日(金)(土日を除く。)のいずれかの1日を指定	8月22日(金) 午前10時

### (2) 社会福祉・心理・土木・建築・機械・電気・農業・造園・環境・衛生監視員・保健師

	日 時	合格発表日
第一次試験	専門 【着席】 【試験終了】 6月15日(日) 午後0時20分 午後3時30分頃	7月2日(水) 午前10時
第二次試験	面接 7月14日(月)～24日(木)(土日を除く。)のいずれか1日を指定	8月8日(金) 午前10時

### (3) 学校事務

	日 時	合格発表日
第一次試験	教養、論文 【着席】 【試験終了】 6月15日(日) 午前8時50分 午後3時頃	7月2日(水) 午前10時
第二次試験	面接 7月14日(月)～24日(木)(土日を除く。)のいずれか1日を指定	8月8日(金) 午前10時

(4) 消防・消防（救急救命士）

	日 時	合格発表日
第一次試験	教養 6月15日（日） 【着席】 午前8時50分 【試験終了】 午後0時頃	7月2日（水） 午前10時
第二次試験	体力検査、グループワーク 7月26日（土）又は27（日） ※ 体力検査とグループワークは同日に行います。 面接 7月28日（月）～7月31日（木）の いずれか1日を指定 身体検査票の提出（ <u>第一次試験合格者のみ</u> ） 【提出期限】 7月17日（木）（消印有効／簡易書留） 【検査項目】 別紙：身体検査票のとおり 【送付先】 〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町 2-20 横浜市消防局総務部人事課採用担当  ※ 第一次試験合格者は、ホームページに掲載の【大学卒程度等採用試験受験案内（別紙）】「 <u>身体検査票の提出について</u> 」を必ず御確認のうえ、提出してください。	8月22日（金） 午前10時

全区分共通

日時・会場等	< 第一次試験 > 会場や持ち物等の詳細は、専用サイトのマイページ上及び横浜市職員採用案内ホームページ等で案内しますので、必ず確認してください。 < 第二次試験 > 日時・会場等は、第一次試験合格者に専用サイトのマイページ上にて通知します。 < 第三次試験 > 日時・会場等は、第二次試験合格者に専用サイトのマイページ上にて通知します。
合格・不合格結果通知	すべての試験段階において、合否結果については専用サイトのマイページ上にて通知しますので、必ず確認してください。 ※ 郵送による通知は行いません。
合格発表方法	合格者の受験番号を横浜市職員採用案内ホームページに1週間掲載します。 ※ 合否は必ず横浜市職員採用案内ホームページでも確認してください。

※ 受験した区分における全試験科目のうち、1つでも受験していない科目があった場合、それ以降の試験は棄権とみなし、受験することはできません。なお、消防区分の第一次試験合格者において、身体検査票の提出がない場合についても、特別な事情がない限りそれ以降の試験は棄権とみなし、受験することはできません。

※ 合否についての電話等による問合せは一切お断りします。人事委員会事務局では、合否に関する電報、電話などのサービスの取扱いは一切していません。

## 5 試験結果について

専用サイトのマイページ上にて、すべての受験者に結果を通知します。

第一次試験	合格者	第二次試験の御案内
	不合格者	当該試験の総合順位、得点及び合格点
第二次試験 (事務区分)	合格者	第三次試験の御案内
	不合格者	当該試験の総合順位、第一次・第二次試験の得点及び第二次試験の合格点
第二次試験 (事務区分以外)	合格者	当該試験の総合順位、第一次・第二次試験の得点及び第二次試験の合格点
	不合格者	
第三次試験 (事務区分)	合格者	当該試験の総合順位、第一次・第二次・第三次試験の得点及び第三次試験の合格点
	不合格者	

※ なお、順位及び成績は、採用・配属に影響するものではありません。

## 6 試験の内容及び出題分野

第一次試験の教養・専門の例題及び論文の過去の出題を、ホームページに掲載しています。

### (1) 第一次試験の内容

試験区分	試験科目	試験時間	内 容
事務 学校事務	教養 (択一式)	2時間30分	大学卒業程度の一般的知識（法律・政治、経済、社会・一般事情など）及び一般的知能（文章理解、英文理解、判断推理、数的推理、資料解釈など）についての筆記試験〔50問全問解答〕
消防 消防(救急救命士)	教養 (択一式)	2時間	大学卒業程度の一般的知識（法律・政治、経済、社会・一般事情など）及び一般的知能（文章理解、英文理解、判断推理、数的推理、資料解釈など）についての筆記試験〔40問全問解答〕
上記以外の区分	専門 (択一式)	2時間	専門的知識についての筆記試験（出題分野は次表【専門科目の主な出題分野】を参照してください。）〔40問全問解答〕

### 【専門科目の主な出題分野】

試験区分	出 題 分 野
社会福祉	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む。）、社会調査
心理	一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、調査・研究法、統計学
土木	数学・物理・情報、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工
建築	数学・物理・情報、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
機械	数学・物理・情報、材料力学、流体力学、熱工学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作

電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
造園	造園学原論、造園材料・施工、造園管理、造園計画・設計（都市・地方計画を含む。）、造園関連基礎
環境	数学・物理、物理化学、分析化学、生物化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学、環境科学
衛生監視員	公衆衛生学、食品衛生学、環境衛生学、応用獣医学、微生物学、化学
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論

## (2) 第二次試験及び第三次試験（事務のみ）の内容

試験区分	試験科目	内 容
事務	論文	与えられた課題に対する論文（字数 750 字以内、1 時間）
	面接Ⅰ （二次）	個別面接
	面接Ⅱ （三次）	個別面接
学校事務	論文	与えられた課題に対する論文（字数 750 字以内、1 時間）
	面接	個別面接
事務・学校事務以外	共通	面接 個別面接
	消防 全区分	グループワーク ・ 集団で協力して作業を行う試験 ※ 課題に対するプレゼンテーションやディスカッションを行うものではありません。 ・ 専門的な知識等は一切不要 テーマ例： トランプを積み重ねて、チームでできるだけ高いタワーを作成してください。
	体力検査	消火や人命救助などの災害活動に必要な体力についての検査 〔検査項目〕腕立て伏せ、懸垂、SST（シャトル・スタミナ・テスト）

消防区分は試験科目とは別に、身体検査票の提出が必要です。

消防全区分	身体検査 (提出方式)	<p>胸部X線、血圧、BMI、尿検査、心電図、視力、聴力等の医学的検査</p> <p>※ 御自身で任意の医療機関等で受診してください。<b><u>受診費用は各自の負担となります。</u></b></p> <p>※ 提出方法や注意事項については、ホームページに掲載している「身体検査票の提出について」を御確認ください。なお、第一次試験合格者には専用サイトのマイページ上でも連絡します。</p> <p>※ 提出期限経過後、身体検査票の提出が確認できない場合は、消防局人事課から御本人へ電話連絡等を行い、状況確認をします。未提出の場合、特別な事情がない限りそれ以降の試験は棄権とみなし、受験することはできませんので、必ず期限内に提出をお願いします。</p>
-------	----------------	---

## 7 合格者の決定及び配点

(1) 第一次試験の合格者は、教養、専門のいずれかの結果により決定します。

※ 論文（事務、学校事務のみ）は第二次試験科目ですが、第一次試験日に同会場で実施し、論文の採点は第一次試験合格者のみ行います。

(2) 事務の第二次試験の合格者は、面接Ⅰ及び論文の結果により決定します。

事務の第三次試験の合格者は、第一次試験及び第二次試験の結果を下表に示した点数を満点として換算し、第三次試験（面接Ⅱ）の結果と総合して決定します。

(3) 事務以外の第二次試験の合格者は、第一次試験の結果を下表に示した点数を満点として換算し、第二次試験の結果と総合して決定します。

(4) どの試験段階においても、いずれかの試験科目が一定の基準に達しない人は、他の成績にかかわらず不合格とします。

(5) 消防、消防（救命救命士）区分の身体検査は、体力検査実施時の安全配慮や就労上の配慮事項の確認を行う際の参考資料とするため、点数化はされません。

		第一次試験		第二次試験				第三次試験	総合点
		教養	専門	面接 (事務のみ面接Ⅰ)	論文	体力検査	グループ ワーク	面接Ⅱ	
事務	第一次試験得点	510	—	—	—	—	—	—	510
	第二次試験得点	—	—	200	100	—	—	—	300
	第三次試験得点	15	—	30	15	—	—	600	660
消防	第一次試験得点	410	—	—	—	—	—	—	410
	第二次試験得点	40	—	300	—	150	100	—	590
消防 (救命救命士)	第一次試験得点	400	—	—	—	—	—	—	400
	第二次試験得点	40	—	300	—	120	100	—	560
学校事務	第一次試験得点	510	—	—	—	—	—	—	510
	第二次試験得点	40	—	300	100	—	—	—	440
上記以外	第一次試験得点	—	400	—	—	—	—	—	400
	第二次試験得点	—	20	300	—	—	—	—	320

※ 小数点以下の点数は切り捨てます。

## 8 外国籍職員の担当業務について

外国籍の人が受験を希望する場合は、次の事項を確認してください。

### (1) 配属について

公務員の基本原則（「公権力の行使または公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」）に基づき、横浜市では、外国籍の職員は次のような業務や職に就くことができません。

#### ア 公権力の行使にあたる業務について

公権力の行使にあたる業務とは、次のとおりです。

- ・市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務
- ・市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
- ・市民に対して強制力をもって執行する内容を含む業務
- ・その他公権力の行使に該当する業務

公権力の行使にあたる業務が含まれる区分と代表的な業務の具体例

<公権力の行使にあたる業務が含まれる区分>

事務、社会福祉、土木、建築、農業、環境

<代表的な業務の具体例>

- |        |  |
|--------|--|
| 事務     | : 各種の許認可、税の賦課・滞納処分、土地収用、占用許可、立入調査、設備の設置命令、各種規制など |
| 社会福祉   | : 生活保護の決定など                                      |
| 土木     | : 都市計画決定、開発規制など                                  |
| 建築     | : 建築行為の制限など                                      |
| その他の職種 | : 各種規制など   |

#### イ 公の意思の形成に参画する職について

公の意思の形成に参画する職とは、「横浜市の行政の企画、立案、決定等に関与する」職であり、原則として、ラインの課長以上の職及び本市の基本政策の決定に携わる係長以上の職（基本計画の策定、予算審査、組織人事労務管理など）が該当します。

### (2) 昇任について

横浜市には係長昇任試験制度があり、外国籍の職員も受験できます。

上記の（１）ア、イに該当しないポストに就くことができ、スタッフ職である理事（局長級）までの昇任が可能です。



## 9 採用にあたって

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 採用の時期は、原則として令和8年4月となりますが、状況により本人の同意を得て、それ以前にも随時採用される場合があります。
- (3) 最終合格発表後に、本試験の過程において不正行為が判明した場合、又は受験資格がないことや申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消します。また、採用後に判明した場合には、採用を取り消します。
- (4) 採用までの間に、採用するにふさわしくない非違行為等が確認された際には、採用されない場合があります。
- (5) 外国籍の人で採用されるのは「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び「特別永住者」の人です。
- (6) 年齢・経験にかかわらず「職員Ⅰ」として採用されます。  
 ※ 横浜市の一般職員は、昇任段階により職員Ⅰ～Ⅲの3つに分かれており、その中で職員Ⅰ（市職員としての基礎を身につける職員）として採用されます。

## 10 給与

試験区分	給与月額（地域手当を含む。）	試験区分	給与月額（地域手当を含む。）
事務など	大学新規卒業者・・・253,924円 大学院修士課程修了者・・・265,060円	保健師	大学新規卒業者・・・265,060円 短期大学卒業者・・・259,376円 （3年制）
社会福祉	大学新規卒業者・・・256,424円 大学院修士課程修了者・・・267,560円 ※ 初任給調整手当を含む。	消防	大学新規卒業者・・・267,728円 大学院修士課程修了者・・・278,748円

(例) 衛生監視員区分の短期大学（2年制）及び高等専門学校新規卒業者の場合  
 ⇒231,188円（地域手当を含む。）

職員の給与は、「横浜市一般職職員の給与に関する条例」などにに基づき支給されています。令和7年3月現在の初任給の目安は、上表のとおりです。採用前に職歴等がある場合などには、一定の基準に基づいてこの額に加算される場合があります。

このほか、通勤状況、住まいの状況などに応じて、通勤手当、住居手当などが支給されます。また、採用されるまでに条例などの改正等が行われた場合には、その定めるところによります。

## 11 勤務時間及び休暇等

### (1) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分（休憩時間正午～午後1時）までです。職種や配属される職場によっては、早番、遅番、土日祝日勤務、夜間勤務、24時間の交替勤務（当直勤務）もあります（必要に応じて超過勤務が発生する場合があります。）。

### (2) 休暇等

年次有給休暇（年間20日間）のほか、夏季休暇、病気休暇、結婚休暇、出生支援休暇、出産休暇、介護休暇などの休暇制度があります。また、育児休業制度、育児短時間勤務制度、自己啓発等休業制度、配偶者同行休業制度などもあります。

### (3) 受動喫煙防止対策等

横浜市が所管する施設は原則、敷地内禁煙又は屋内禁煙です。

なお、勤務時間中（休憩時間を除く。）は禁煙としています。

※ 上記内容は、令和7年3月現在のものであり、変更になる場合があります。また、水道局、交通局、医療局病院経営本部などは一部異なる場合があります。

## 12 申込方法

### 申込みはインターネットで行ってください（スマートフォンも可）。

- ※ 複数の申込みはできません。複数の申込みをした場合、最初に申請を受付した申込内容を有効とします。
- ※ 横浜市人事委員会が実施する採用試験については、試験区分や受験の有無に関わらず、当該年度にいずれか1つしか申し込むことはできません。ただし、「障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考」及び「横浜市育児休業代替任期付職員採用候補者選考」については、重複して受験することができます。
- ※ 申込締切直前は、アクセスが集中することが予想されます。システム機器の保守点検等により、インターネット申込受付期間中でも一時的に利用できない場合がありますので、申込締切前日までに申込みを完了させるなど、余裕を持って申し込んでください。
- ※ なお、使用される端末や通信回線上の障害等が発生した場合のトラブルについては、一切責任を負いません。いかなる場合でも申込受付期間を過ぎての申込みは無効です。

### 手続きの流れ

プレエントリー	採用試験申込を行う前に、専用サイトのプレエントリーを行ってください。 ※ プレエントリーが完了しましたら、申請受付及び ID パスワード通知メールが届きます。 ※ 専用サイトのプレエントリーの手引きは、採用案内ホームページに掲載していますので、必ず御確認ください。
採用試験申込及び エントリーシート提出 ※インターネット受付	令和7年4月8日（火）午前10時00分～4月22日（火）午前10時00分 Step Navi の案内に従い、専用サイトのマイページ上でエントリーシートの登録をしてください。 ※ <u>試験に申し込む前に年齢要件・受験資格等を御確認ください。採用試験の申込み（エントリーシート提出）が完了した場合、申込みを取り下げることができないため、当該年度に横浜市人事委員会が実施する他の試験への申込みはできなくなります。（重複して受験可能な選考を除く。）</u> ※ 試験・選考区分を含むエントリーシートの修正は、申込期間中に限り可能です。 ※ エントリーシートの提出では、証明写真の登録が必要です。予め御準備の上、エントリーシートの入力をしてください。
エントリー登録時証明写真 アップロードの規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最近6か月以内に撮影した写真にしてください。</li> <li>・顔が明確にわかるように撮影してください。</li> <li>・おひとりで写っている写真を登録してください。</li> <li>・縦：横＝4：3の比率に近い画像を利用してください。</li> <li>・アップロードできる画像ファイルは、jpg、jpeg、gif、pngのみです。</li> <li>・2MB以下にしてください。</li> </ul> ※ これ以外の規定については、専用サイトに従ってください。
受験番号の通知及び 第一次試験の案内等	令和7年5月28日（水）～5月30日（金）の間に受験番号等の確認依頼メールが届きます。受信次第、マイページ内の Message Box の通知を確認してください。

- ※ 申込方法の詳細は、横浜市職員採用案内ホームページ及び専用サイトに掲載しますので御確認ください。

横浜市職員採用案内ホームページ URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/saiyo-jinji/saiyo/>

令和7年度横浜市職員採用試験・選考 専用サイト（申込受付フォーム）URL

<https://mypage.3010.i-webs.jp/city-yokohama2025/>

## ◎試験区分の選択・エントリーシートを入力をするときは要注意◎

試験区分を含むエントリーシートの修正は、申込期間中に限り可能ですが、申込締切後は修正は一切できません。

選択する区分や入力内容を間違えないように注意してください。

## 13 試験に関する注意事項

ホームページに掲載している下記通知を御確認ください。

▼「令和7年度横浜市職員採用試験・選考受験にあたって」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/saiyo-jinji/saiyo/saiyo-info/zyukenkakunin.html>



## 14 その他

- (1) 申込締切後の試験区分の変更は認めません。
- (2) この試験において提出された書類は、一切返却しません。
- (3) 受験に際して市が収集する個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切しません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用します。
- (4) 問題は活字印刷文による出題です。
- (5) 試験日等の変更や非常時のお知らせがある場合には、ホームページ及び横浜市人事委員会事務局公式X(旧: Twitter)でお知らせしますので、確認してください。
- (6) 障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、必ず4月22日(火)午前10時までに電話・E-mail等で人事委員会事務局任用課に相談してください。

## 15 よくある質問

▼専用サイトのお問い合わせを御確認ください。

<https://support-d.i-webs.jp/city-yokohama2025/faq/list>



※ 令和7年度横浜市職員採用試験・選考 専用サイトに関係する事項についての質問は、専用サイト内の「お問い合わせ」を御確認ください。それでもわからないことがある場合は、下記お問い合わせフォームから御連絡ください。

▼お問い合わせフォーム

<https://support-d.i-webs.jp/city-yokohama2025/contact/guide>

## 【令和6年度実施結果】

▼ホームページの実施状況・結果を御確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/saiyo-jinji/saiyo/saiyo-info/zyokyo>



## 【問合せ】

# 横浜市人事委員会事務局任用課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話 045(671)3347 FAX 045(641)2757

▼横浜市職員採用案内ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/saiyo-jinji/saiyo/>



▼令和7年度横浜市職員採用試験・選考専用サイト

<https://mypage.3010.i-webs.jp/city-yokohama2025/>



▼横浜市人事委員会事務局公式 X (旧 Twitter) @yokohama\_ninyo

▼横浜市人事委員会事務局公式 Instagram @yokohama\_recruit

## 【求められる職員像<全試験共通>】

### ヨコハマを愛し、市民に信頼され、自ら考え行動する職員

#### ■ヨコハマを愛し

- ・ヨコハマに愛着をもち、市民に貢献する仕事に誇りと熱意を持って行動する。
- ・「住みたい都市」「住み続けたい都市」「選ばれる都市」の実現に向け、一人ひとりが横浜市の代表であるとの意識を持って、横浜の魅力を発信する。

#### ■市民に信頼され

- ・求められる知識や能力を備え、自らの役割と責任を果たす。
- ・市民目線で考え、相手の立場や気持ちに寄り添い、自らの行動とヨコハマの未来に対する責任を持つ。
- ・多様性を尊重するとともに、社会の要請にこたえるなど、職員行動基準を遵守して、公務員としての自覚を持ち、誠実・公正に行動する。

#### ■自ら考え行動する

- ・一人ひとりの意欲が組織力の向上につながることを認識し、チームで日々の業務に取り組む。
- ・全体最適、協働・共創の姿勢で、多様化・複雑化する行政課題にスピード感を持って果敢に挑戦する。
- ・自らのキャリア形成を考え、時代に応じたスキルや技術の習得に向けて努力を惜しまず、積極的に能力開発を行う。

横浜市人事委員会事務局任用課 令和7年4月発行